

医科点数表第2章第10部手術通則第5号及び第6号並びに
 歯科点数表第2章第9部手術通則第4号に掲げる手術の件数

(2024年1月1日～2024年12月31日)

区分1	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	91 件
	イ	黄斑下手術等	0 件
	ウ	鼓室形成手術等	0 件
	エ	肺悪性腫瘍手術等	39 件
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	142 件
区分2	ア	靱帯断裂形成手術等	5 件
	イ	水頭症手術等	8 件
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0 件
	エ	尿道形成手術等	6 件
	オ	角膜移植術等	0 件
	カ	肝切除術等	19 件
	キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0 件
区分3	ア	上顎骨形成術等	0 件
	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0 件
	ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0 件
	エ	母指化手術等	0 件
	オ	内反足手術等	0 件
	カ	食道切除再建術等	0 件
	キ	同種死体腎移植術等	1 件
区分4		胸腔鏡下手術、腹腔鏡下手術	215 件
その他	ア	人工関節置換術	196 件
	イ	1才未満の乳児に対する手術	0 件
	ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	18 件
	エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）及び体外循環を要する手術	26 件
	オ	経皮的冠動脈ステント留置術（急性心筋梗塞に対するもの）	7 件
		経皮的冠動脈ステント留置術（不安定狭心症に対するもの）	5 件
		経皮的冠動脈ステント留置術（その他のもの）	43 件
		経皮的冠動脈粥腫切除術	0 件
		経皮的冠動脈形成術（急性心筋梗塞に対するもの）	2 件
		経皮的冠動脈形成術（不安定狭心症に対するもの）	3 件
		経皮的冠動脈形成術（その他のもの）	9 件